

那霸市教育委員会会議録

平成31年度（2019年度）第2回（定例会）

署名人 平良浩

教育長 田端一正

開催日時 平成31年（2019年）4月25日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時27分

開催場所 那霸市役所10階 1001会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

(総務課) 仲程直毅課長、平良美夏副参事、平良俊弥主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 佐久田悟課長、石原昌英副参事、春木明子指導主事、謝花蔵指導主事

議事日程

1 議案3 教科用図書那霸採択地区協議会委員の選任について 【学校教育課】

2 議案4 教科用図書那霸採択地区協議会規約の一部改正の承認について 【学校教育課】

会議録作成 (総務課) 平良俊弥主査

田端教育長 平成31年度第2回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は平良委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

本日は議題が2つあります。よろしくお願ひします。それでは、まず議案第3号「教科用図書那覇採択地区協議会委員の選任について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願ひします。

奥間部長 よろしくお願ひします。議案第3号「教科用図書那覇採択地区協議会委員の選任について」、教科用図書那覇採択地区協議会委員を選任する。平成31年4月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 教科用図書那覇採択地区協議会規約第5条の規定に基づき、那覇市教育委員会の教育委員1名を選任するため、この案を提出します。詳細は学校教育課から説明いたします。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願ひします。

佐久田課長 2枚目をお開けください。教科用図書那覇採択地区協議会規約第5条の規定に基づき、次の教育委員を教科用図書那覇採択地区協議会委員に選任する。案として、本仲範男委員にお願いしたいという旨、考えております。

田端教育長 補足ないですか。大丈夫ですね。それでは、ただ今、本仲 範男委員を教科用図書那覇採択地区協議会委員に推薦という提案であります。この件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

田端教育長 再開いたします。それでは、ご意見、ご質問、大丈夫でしょうか。それでは議案第3号「教科用図書那覇採択地区協議会委員の選任について」は、原案のとおり決定して、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第3号「教科用図書那覇採択地区協議会委員の選任について」は、議決いたしました。本仲 範男委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして次の議題にいきたいと思います。議案第4号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の一部改正の承認について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願ひします。

奥間部長 議案第4号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の一部改正の承認について」、教科用図書那覇採択地区協議会規約の一部改正について、別紙のとおり承認をする。平成31年4月25日提出。教育長 田端 一正。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、協議会構成市町村の教育委員会として「教科用図書那覇採択地区協議会規約」の一部改正について承認する必要があるため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第13号に基づき、この案を提出します。詳細については、学校教育課より説明をいたしま

す。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願ひします。

佐久田課長 2枚目をお開きください。教科用図書那覇地区採択地区協議会規約の一部を改正する規約、教科用図書那覇採択地区協議会規約の一部を次のように改正する。表の改正後の部分をご覧ください。まず、委員について、第5条は略します。第1号から第2号も略いたします。改正部分は第3号ですね。「浦添市教育委員会の教科用図書採択事務担当課長等1人、那覇市教育委員会教科用図書採択事務担当課長等1人、教育研究所職員1人」、改正前は那覇市教育委員会教科用図書採択事務担当課長等が2人となっていました。それを1人といたします。そして新たに教育研究所職員1人、これが追加となりました。続いて教科用図書の選定方法 第11条、略いたします。第2項も略いたします。改正部分は第3項です。「前項の場合において、過半数の票を得た教科用図書がないときは、上位2位までの教科用図書の中から再投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。」改正後の文中にある「過半数の票」、これは改正前は「過半数の投票」としておりました。そして「上位2位までの教科用図書の中から再投票を行い」の部分は、改正前は「最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い」でありました。そして第4項です。改正後は「前項の場合において、投票を行うべき2種類以上の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり票数が同じ時は、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。」としております。改正部分は2種類のあとに「以上」を追加しました。また「投票数」を「票数」としました。続いて第13条、略します。第2項から第4項も略いたします。そして第5項を新たに追加いたしました。調査員については非公開とする。附則、この規約は平成31年5月15日から施行する。以上です。

田端教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願ひしたいと思います。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ちょっと確認させてくださいね。この資料の1ページ、2ページというふうにページをうつてあるものは、5月15日に改定された後のものですよね。その中の3ページ、今、改正の説明があった部分ですけれども、第11条第1項に、「協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する」わけですよね。その時に前項の協議が整わない種目がある時は、教科用図書に投票を行うとあるんだけれども、これは無記名ですかね。

佐久田課長 昨年度は無記名でした。

本仲委員 そうですよね、そうじゃないとおかしいからね。意見を言っているわけだから。それから下の調査員の部分、小学校の種目に係る調査員というのが44名。種目っていうのは教科ってことですよね、じゃあ小学校は11教科ということですね。この割り当ての仕方なんだけれども、調査員1人で11教科を見るのか、それとも4人で1

教科を見るのか、この辺をちょっと教えて下さい。

田端教育長 春木指導主事、お願ひします。

春木指導主事 私の方から説明をさせていただきます。教科ごとに人数を割り振っております。きちんと 11 で割った 4 人ではありません。例えば、国語の場合ですと書写の教科書の選択も入りますので、教科によって人数が少し異なります。この 44 名を 11 教科で割り振って、それぞれの教科で調査研究をするようにしております。

本仲委員 具体的に言うと調査員になつたらどうすれば良いのですか。11 教科を見るのですか。

春木指導主事 教科ごとの調査員ということになります。

本仲委員 はい、わかりました。

田端教育長 ちなみにこれは、1 年生から 6 年生までありますので、仮に調査員になった人は、国語なら、国語の 1 年生から 6 年生までということですか。

春木指導主事 はい、1 年生から 6 年生までですね。

田端教育長 これは例えば国語は何名を予定しているのですか。大体で良いのですが。

本仲委員 11 で割ったら 4 人でしょう。違いますか。

春木指導主事 国語の場合は書写も入りますので、あと教科書会社も多くありますので。

本仲委員 それで複数割り当てるんだ。

春木指導主事 国語の教科書は 7 名です。

本仲委員 人数の割り振りだけちょっと確認したかったわけです。

田端教育長 この 7 名で 1 年生から 6 年生までの教科書をみるわけですね。国語は何社ですか。8 社ですか。

春木指導主事 国語は 8 社です。

田端教育長 1 年生から 6 年生までの教科書を 8 社分。それと書写も割り振ってやることになるということですね。

本仲委員 やり方は昔から変わっていないんですね。

田端教育長 そして、これは非公開ということになるわけですね。非公開について、何か、意図とかを説明してもらって良いですか。

佐久田課長 調査員を公開いたしますと、教科用教科書会社からいろんなアプローチがあった場合、そして、また、採択された後に教科書会社からの問い合わせや批判、あるいは、いろんな団体等からの問い合わせや批判があった場合、日常の業務に支障が出たり、また、私生活に支障が出ることが考えられますので、調査員を守る、あるいは、また、静謐な環境の中で調査を行っていただくという観点より非公開といたしております。

田端教育長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 改正前の第 5 条第 3 項の方なんですけれども、那覇市教育委員会教科用図書採択事務担当課長等 2 人という文言を、担当課長等が 1 人、教育委員研究所職員 1 人という

形に変えているんですけど、改正前の2人の内訳がこの内容となっていたということ
で良いでしょうか。

田端教育長 佐久田学校教育課長、どうぞ。

佐久田課長 説明いたします。改正前は、那覇市教育委員会からは課長・副参事が含まれており
ました。それで浦添市と那覇市で人数のバランスが悪く、那覇市が1人多いと書いて
ありましたので、それを公平な観点からということで、浦添市にあります浦添市立教
育研究所、そして那覇市立教育研究所の職員を1人追加したというのが、その背景で
あります。どちらの研究所から出しても良いというふうになっております。

田端教育長 前は教育研究所は入ってなかったわけですね。

佐久田課長 平成29年度までは研究所職員はあったと聞いています。昨年、全面改正した平成
30年度の協議会には研究所職員は入っておりませんでした。

田端教育長 次年度は入れるということですよね。これ、研究所を入れるのは、何か意図がある
わけですよね。

佐久田課長 そうです。教育研究所の指導主事がいます。教科に関する研修等も行っております
ため、教育研究所の職員も1人は追加したほうが良いのではないかという意見等があ
りましたので、それをもって教育研究所の職員を追加しております。

田端教育長 よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。大丈夫でしょうか。休憩します。

～休憩～

～再開～

田端教育長 それでは再開したいと思います。ご意見、ご質問はいかがでしょうか。大丈夫で
しょうか。それでは議案第4号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の一部改正の承
認について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第4号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の一部改
正の承認について」は、議決いたしました。以上をもちまして、平成最後の定例会で
ございます平成31年度第2回教育委員会会議（定例会）を終了したいと思います。

案件の審議結果

議案第3号	教科用図書那覇採択地区協議会委員の選任について	原案どおり可決
議案第4号	教科用図書那覇採択地区協議会規約の一部改正の承認につい て	原案どおり可決